

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年4月19日実行委員会】

赤字が改定点

1. クラブ関係者等の陽性者の開示基準の見直し

No	現行版	4/19 改定	改定ポイント
1.	<p>プロトコル2 情報開示</p> <p>VIII. 情報発信の基準。発信例</p> <p>24.基準</p> <p>(1) Jリーグは、定期検査を実施する場合、定期的に検査の結果を公表します。公表内容は次のとおりです ※ 2022年1月より、定期検査の導入に伴い以下を適用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クラブより報告された検査総数、陰性数、陽性確定数等のうち、個人情報が特定されない範囲に総括された、リーグ全体としての情報 <p>(2) Jリーグ/クラブ等は、関係者が定期検査を含む新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった場合、その事実を速やかに発表します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシー保護に配慮し、個人名は、原則として公表しません。 ・ 発表する範囲は、原則としてJリーグ規約47条に記載されている関係者です。詳細は次項をご参照ください。発表時のひな型は、別に示します <p>(3) Jリーグ/クラブ等の関係者が濃厚接触者に指定された場合の発表有無及び発表内容は、当該団体が決定します</p> <p>(4) Jリーグ/クラブ等においてクラスター発生等、重大かつ社会的影響の大きな事案が生じた場合、当基準と異なる対応をとることがあります</p>	<p>プロトコル2 情報開示</p> <p>VIII. 情報発信の基準。発信例</p> <p>24.基準</p> <p>(1) Jリーグは、定期検査を実施する場合、定期的に検査の結果を公表します。公表内容は次のとおりです ※ 2022年1月より、定期検査の導入に伴い以下を適用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クラブより報告された検査総数、陰性数、陽性確定数等のうち、個人情報が特定されない範囲に総括された、リーグ全体としての情報 <p>(2) Jリーグ/クラブ等は、関係者が定期検査を含む新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった場合、<u>発表する範囲は、原則としてJリーグ規約[届出義務]第47条①と③（ただし②を除く）に記載されている競技関係者、ならびにその他の関係者においては、特別に不特定多数への周知が必要な場合とします。詳細は次項の対象者別のガイドラインをご参照ください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシー保護に配慮し、個人名は、原則として公表しません。 ・ <u>2022年3月16日付の厚労省の通知に伴い、事業所（クラブ運営会社等）に対する保健所の積極的疫学調査が限定的となりました。そこで、クラブ役職員の公表については、公表すべきケースを次項に明記のうえで、それ以外のケースについては所属元の事業</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>厚労省の通達</u>により、オミクロン株流行時には保健所は事業所に対し濃厚接触者の指定をしなくともよいとする方針改定がなされたもともと病歴という極めて個人的な情報を公表する基準は、保健所による疫学調査への協力が主旨であったが、保健所の疫学調査自体が限定的になったことに伴い、事業所（Jリーグ関係ではクラブやリーグの役職員）の陽性発生時の公表範囲を見直した

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年4月19日実行委員会】

No	現行版	4/19 改定	改定ポイント																											
		<p><u>所の任意とする方針へ見直しました。</u></p> <p>(3) Jリーグ/クラブ等の関係者が濃厚接触者に指定された場合の発表有無及び発表内容は、当該団体が決定します</p> <p>(4) Jリーグ/クラブ等においてクラスター発生等、重大かつ社会的影響の大きな事案が生じた場合、当基準と異なる対応をとることがあります</p>																												
2.	<p>25.関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>対象者</th><th>発表</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>トップチームの選手</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 所属クラブが発表する </td></tr> <tr> <td>2</td><td>アカデミー、女子、スクールの選手</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 発表の有無は、所属クラブが決定する 学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する </td></tr> <tr> <td>3</td><td>クラブの役職員、コーチングスタッフ、契約スタッフ</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 所属クラブが発表する </td></tr> </tbody> </table>		対象者	発表	1	トップチームの選手	<ul style="list-style-type: none"> 所属クラブが発表する 	2	アカデミー、女子、スクールの選手	<ul style="list-style-type: none"> 発表の有無は、所属クラブが決定する 学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する 	3	クラブの役職員、コーチングスタッフ、契約スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> 所属クラブが発表する 	<p>25.関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>対象者</th><th>発表</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>トップチームの選手、コーチングスタッフ、アスレティックトレーナー、マッサー等、Jリーグ第47条①と③に定める対象者</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 所属クラブが発表する ドクターは除く </td></tr> <tr> <td>2</td><td>アカデミー、女子、スクールの選手</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 発表の有無は、所属クラブが決定する 学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する </td></tr> <tr> <td>3</td><td>その他のクラブ関係者 (上記1以外の、クラブ役職員、アカデミーコーチ等)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <u>発表の有無は、所属クラブが決定する</u> <u>ただし、以下の場合は公表を原則とする</u> <ul style="list-style-type: none"> ① クラスター認定がなされた場合 ② 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があった場合 ③ 不特定多数の者が2次感染となりえる状況で罹患した場合 ④ 罹患に伴い事業所を営業停止する場合 ⑤ その他、客観的に必要と判断できる場合 </td></tr> <tr> <td>4</td><td>Jリーグ担当審判員</td><td> <ul style="list-style-type: none"> JFAが発表する </td></tr> </tbody> </table>		対象者	発表	1	トップチームの選手、コーチングスタッフ、アスレティックトレーナー、マッサー等、Jリーグ第47条①と③に定める対象者	<ul style="list-style-type: none"> 所属クラブが発表する ドクターは除く 	2	アカデミー、女子、スクールの選手	<ul style="list-style-type: none"> 発表の有無は、所属クラブが決定する 学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する 	3	その他のクラブ関係者 (上記1以外の、クラブ役職員、アカデミーコーチ等)	<ul style="list-style-type: none"> <u>発表の有無は、所属クラブが決定する</u> <u>ただし、以下の場合は公表を原則とする</u> <ul style="list-style-type: none"> ① クラスター認定がなされた場合 ② 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があった場合 ③ 不特定多数の者が2次感染となりえる状況で罹患した場合 ④ 罹患に伴い事業所を営業停止する場合 ⑤ その他、客観的に必要と判断できる場合 	4	Jリーグ担当審判員	<ul style="list-style-type: none"> JFAが発表する 	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数への公表基準は見直すが、2次感染を防ぐために必要な関係先への注意喚起や情報提供は継続する 選手・チーム関係者は開催可否に直接的に影響することから当面の間、引き続き公表対象とする
	対象者	発表																												
1	トップチームの選手	<ul style="list-style-type: none"> 所属クラブが発表する 																												
2	アカデミー、女子、スクールの選手	<ul style="list-style-type: none"> 発表の有無は、所属クラブが決定する 学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する 																												
3	クラブの役職員、コーチングスタッフ、契約スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> 所属クラブが発表する 																												
	対象者	発表																												
1	トップチームの選手、コーチングスタッフ、アスレティックトレーナー、マッサー等、Jリーグ第47条①と③に定める対象者	<ul style="list-style-type: none"> 所属クラブが発表する ドクターは除く 																												
2	アカデミー、女子、スクールの選手	<ul style="list-style-type: none"> 発表の有無は、所属クラブが決定する 学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する 																												
3	その他のクラブ関係者 (上記1以外の、クラブ役職員、アカデミーコーチ等)	<ul style="list-style-type: none"> <u>発表の有無は、所属クラブが決定する</u> <u>ただし、以下の場合は公表を原則とする</u> <ul style="list-style-type: none"> ① クラスター認定がなされた場合 ② 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があった場合 ③ 不特定多数の者が2次感染となりえる状況で罹患した場合 ④ 罹患に伴い事業所を営業停止する場合 ⑤ その他、客観的に必要と判断できる場合 																												
4	Jリーグ担当審判員	<ul style="list-style-type: none"> JFAが発表する 																												

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年4月19日実行委員会】

No	現行版			4/19 改定			改定ポイント
	4	Jリーグ担当審判員	・ JFAが発表する		5	Jリーグの役職員	以下の場合は公表を原則とする ① クラスター認定がなされた場合 ② 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があった場合 ③ 不特定多数の者が2次感染となりえる状況で罹患した場合 ④ 罹患に伴い事業所を営業停止する場合 ⑤ その他、客観的に必要と判断できる場合
	5	Jリーグの役職員	・ Jリーグが発表する		6	ビジネススタッフ（クラブ） ※クラブとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等	・ 発表の有無は、クラブと当人の所属先が十分調整した上で決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲を考慮する
	6	ビジネススタッフ（リーグ） ※リーグとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等	・ 発表の有無は、リーグと当人の所属先が十分調整した上で決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲を考慮する		7	ビジネススタッフ（リーグ） ※リーグとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等	・ 発表の有無は、リーグと当人の所属先が十分調整した上で決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲を考慮する
	7	試合観戦者	・ 濃厚接触者を特定するためにクラブが、どの試合のどの座席で発生したか、発表することがある ・ 発表に先だって、保健所と十分に協議する		8	試合観戦者	・ 濃厚接触者を特定するためにクラブが、どの試合のどの座席で発生したか、発表することがある ・ 発表に先だって、保健所と十分に協議する
	8	上記の当事者の家族・同居人	・ 発表しない		9	上記の当事者の家族・同居人	・ 発表しない

2、定期検査の対象外となる基準の一部見直し

No	現行版	4/19 改定	改定ポイント
3.	I. 定期検査の実施 30.検査の対象者 (4)下記の場合は定期検査の対象から外してよい ・ シーズンオフ期間中	II. 定期検査の実施 30.検査の対象者 (4)下記の場合は定期検査の対象から外してよい ・ シーズンオフ期間中	● 定期検査の対象外となるケースの追加

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022年4月19日実行委員会】

No	現行版	4/19 改定	改定ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> 陽性者、濃厚接触者、濃厚接触疑い者として隔離期間にある者 チーム全体で活動停止期間中 その他事由でチーム活動を離脱し、チームと一切接触のない者（入院中、帰国中など） その他、活動中ないと客観的に認められる場合 	<ul style="list-style-type: none"> 陽性者、濃厚接触者、濃厚接触疑い者として隔離期間にある者 <u>AFC チャンピオンズリーグ、FIFA クラブワールドカップ等で国際競技会に参加する、もしくは代表活動のためにチームを離れるなどして、他の競技会の検査を実施する者は、各試合のための検査が終了するまでの期間</u> チーム全体で活動停止期間中 その他事由でチーム活動を離脱し、チームと一切接触のない者（入院中、帰国中など） その他、活動中ないと客観的に認められる場合 	

3、4/17で終了となる試合当日スクリーニング検査における再導入時の決議フローの見直し

No	現行版	4/19 改定	改定ポイント
4.	<p>IV. 試合当日スクリーニング検査</p> <p>導入の決定と通知</p> <ul style="list-style-type: none"> Jリーグは、全国的な感染拡大を伴うクラブ関係者の陽性事例の増加等の公式試合の安定開催への影響を踏まえ、試合当日に行うスクリーニング検査の時限的導入が必要と判断した場合、専門家チームに導入の妥当性を確認し、<u>実行委員会にて実施期間を含む導入を決定する</u> Jリーグは、試合当日スクリーニング検査の導入が決議され次第、速やかにコロナ担当へ実施期間とともに通知する 特段の定めのない限り、実施期間を終えた時点で終了する 定期検査が安定的に実施できることを導入の条件とする 実施期間の終了後、再び導入する場合は、上記の手続きを行う 	<p>IV. 試合当日スクリーニング検査</p> <p>導入の決定と通知</p> <ul style="list-style-type: none"> Jリーグは、全国的な感染拡大を伴うクラブ関係者の陽性事例の増加等の公式試合の安定開催への影響を踏まえ、試合当日に行うスクリーニング検査の時限的導入が必要と判断した場合、専門家チームに導入の妥当性を確認し、<u>実施期間を含む導入を決定する</u> Jリーグは、試合当日スクリーニング検査の導入が決議され次第、速やかにコロナ担当へ実施期間とともに通知する 特段の定めのない限り、実施期間を終えた時点で終了する 定期検査が安定的に実施できることを導入の条件とする 実施期間の終了後、再び導入する場合は、上記の手続きを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 決裁権限の変更 初回導入時に一定の客観的な導入条件、解除条件を整備できたことに伴い、よりスピーディーに決議するため